

					規定によるガス用品販売事業店の取締りをする こと。 22 電気工事業の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号）の規定による電気工事業者の登録をすること。 23 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第2項の規定により電気工事士免状を交付すること。
	8 無線の行政への応用に推進に関する こと。				
	9 防災行政無線及び水防無線施設の管理に 関すること。				
	10 防災行政無線及び水防無線の運営に 関すること。				
	11 防災消防航空センターに 関すること。				
	12 防災会議に 関すること。				

別表第4中「総合調整局」を「総務部」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年4月21日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる部（局）課（総室・室）に勤務を命ぜ